

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
I－1 暗号資産の範囲等 I－1－2 暗号資産交換業の該当性及び取り扱う暗号資産の適切性の判断基準 I－1－2－3 取り扱う暗号資産の適切性の判断基準 (略) (注1) 特に、<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産の取扱いに関する規則」</u>において、①法令又は公序良俗に違反する方法で利用されるおそれが高い暗号資産、②犯罪に利用されるおそれが高い暗号資産、③テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるおそれが高い暗号資産については、その取扱いの適否を慎重に判断しなければならないとされていることに留意する。 (注2) (略) (注3) 当局は、<u>暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売(企業等が発行者となって法第2条第14項に規定する暗号資産の発行等を行い、その売却又は他の暗号資産との交換を暗号資産交換業者に依頼することにより、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条に規定する適格機関投資家(以下「対象投資家」という。)から法定通貨や暗号資産等の調達を行う行為をいう。以下同じ。)</u>のために取り扱おうとする暗号資産の適切性の判断に当たっては、取り扱う暗号資産の仕組み(発行者、管理者そ	I－1 暗号資産の範囲等 I－1－2 暗号資産交換業の該当性及び取り扱う暗号資産の適切性の判断基準 I－1－2－3 取り扱う暗号資産の適切性の判断基準 (略) (注1) 特に、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産の取扱いに関する規則」</u>において、①法令又は公序良俗に違反する方法で利用されるおそれが高い暗号資産、②犯罪に利用されるおそれが高い暗号資産、③テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるおそれが高い暗号資産については、その取扱いの適否を慎重に判断しなければならないとされていることに留意する。 (注2) (略) <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）及び当該暗号資産に使用される技術等について、暗号資産交換業者が日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に沿って行う届出を受けることとする。</u> <u>なお、暗号資産交換業者は、ある暗号資産をプロ向けトークン販売において取り扱うために法第63条の6第1項の規定による届出を行う場合には、取り扱う暗号資産の名称中に「プロ向け」の文言を付した上で当該届出を行うことにより、当該暗号資産が対象投資家のみを相手方として取り扱われるものであることを明示する必要がある。</u> <u>また、暗号資産交換業者が、プロ向けトークン販売のために取り扱う暗号資産について、対象投資家以外の者を利用者とする暗号資産交換業の提供を開始することは、新たな暗号資産の取扱いに該当し、取り扱う暗号資産の名称中に付した「プロ向け」の文言を除いた上で、改めて法第63条の6第1項の規定による届出を行う必要がある。</u>	
Ⅱ－１ 経営管理等 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 ①～③ (略) ④ 経営陣は、内閣府令第9条第1項に規定する財産的基礎を遵守するだけでなく、業容や特性に応じた財産的基礎を確保	Ⅱ－１ 経営管理等 Ⅱ－１－２ 主な着眼点 ①～③ (略) ④ 経営陣は、内閣府令第9条第1項に規定する財産的基礎を遵守するだけでなく、業容や特性に応じた財産的基礎を確保

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
するよう努めているか。<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則」</u>を踏まえ、ビジネスモデル、業務内容、経営規模、海外拠点の設置状況、取り扱う暗号資産の特性等に照らし、例えば、市場リスク、取引先リスク、オペレーショナル・リスク（暗号資産の流出リスクを含む。）といった財務上のリスクを分析・特定した上で、当該リスクの管理手法を定めるなど、財務上のリスクの管理態勢を構築しているか。 ⑤ 経営陣は、内閣府令第 23 条第 1 項第 7 号及び<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則」</u>を踏まえ、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に公表するための内部管理態勢を構築しているか。 ⑥～⑮ （略）	するよう努めているか。<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則」</u>を踏まえ、ビジネスモデル、業務内容、経営規模、海外拠点の設置状況、取り扱う暗号資産の特性等に照らし、例えば、市場リスク、取引先リスク、オペレーショナル・リスク（暗号資産の流出リスクを含む。）といった財務上のリスクを分析・特定した上で、当該リスクの管理手法を定めるなど、財務上のリスクの管理態勢を構築しているか。 ⑤ 経営陣は、内閣府令第 23 条第 1 項第 7 号及び<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則」</u>を踏まえ、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に公表するための内部管理態勢を構築しているか。 ⑥～⑮ （略）
Ⅱ－２ 業務の適切性等 Ⅱ－２－１ 法令等遵守 Ⅱ－２－１－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等 Ⅱ－２－１－１－２ 主な着眼点 ① （略） ② （略） 例えば、<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る従業員等の服務に関する規則」</u>の内容を参照しつつ、業務内容・種別に応じた服務規則その他役職員の禁	Ⅱ－２ 業務の適切性等 Ⅱ－２－１ 法令等遵守 Ⅱ－２－１－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等 Ⅱ－２－１－１－２ 主な着眼点 ① （略） ② （略） 例えば、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る従業員等の服務に関する規則」</u>の内容を参照しつつ、業務内容・種別に応じた服務規則その他役職員の禁止

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
止行為に係るルール等が策定されているか。 ③～④ (略)	行為に係るルール等が策定されているか。 ③～④ (略)
Ⅱ－２－１－２ 広告規制 Ⅱ－２－１－２－１ 意義 (略) 暗号資産交換業者の監督に当たっては、広告の内容及び表示の適切性が確保されているかを確認するため、<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」</u>を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意するものとする。	Ⅱ－２－１－２ 広告規制 Ⅱ－２－１－２－１ 意義 (略) 暗号資産交換業者の監督に当たっては、広告の内容及び表示の適切性が確保されているかを確認するため、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」</u>を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意するものとする。
Ⅱ－２－１－３ 禁止行為 Ⅱ－２－１－３－１ 意義 (略) 暗号資産交換業者の監督に当たっては、暗号資産交換業者又はその役職員による広告・勧誘や取引の受注等によって、利用者の利益が損なわれていないか、又、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障が生じていないかを確認するため、<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」</u>、「暗号資産交換業に係る受注管理態勢の整備に関する規則」等を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意するものとする。 Ⅱ－２－１－３－２ 主な着眼点	Ⅱ－２－１－３ 禁止行為 Ⅱ－２－１－３－１ 意義 (略) 暗号資産交換業者の監督に当たっては、暗号資産交換業者又はその役職員による広告・勧誘や取引の受注等によって、利用者の利益が損なわれていないか、又、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障が生じていないかを確認するため、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」</u>、「暗号資産交換業に係る受注管理態勢の整備に関する規則」等を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意するものとする。 Ⅱ－２－１－３－２ 主な着眼点

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
(1) (略) (2) 不招請勧誘の禁止 ① (略) ② 利用者からの招請状況等の把握 イ.～ロ. (略) ハ. 内部管理部門においては、利用者からの招請状況及び過去の取引実態等並びに利用者情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、利用者情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する態勢の構築に努めているか。 <u>(注) 暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために取り扱う暗号資産については、日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に従うものとする。</u> (3)～(4) (略) (5) 禁止行為の内容 ①～③ (略) ④ 内閣府令第20条第13号に規定する「認定資金決済事業者協会の定款その他の規則に違反する行為であって、利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、<u>日本暗号資産</u>	(1) (略) (2) 不招請勧誘の禁止 ① (略) ② 利用者からの招請状況等の把握 イ.～ロ. (略) ハ. 内部管理部門においては、利用者からの招請状況及び過去の取引実態等並びに利用者情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、利用者情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する態勢の構築に努めているか。 <u>(新設)</u> (3)～(4) (略) (5) 禁止行為の内容 ①～③ (略) ④ 内閣府令第20条第13号に規定する「認定資金決済事業者協会の定款その他の規則に違反する行為であって、利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、<u>日本暗号資産</u>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」、「暗号資産交換業に係る受注管理態勢の整備に関する規則」等を踏まえると、例えば、以下の行為が考えられる。 (以下略)	取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」、「暗号資産交換業に係る受注管理態勢の整備に関する規則」等を踏まえると、例えば、以下の行為が考えられる。 (以下略)
Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置等 Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点 (1) (略) (2) 利用者に対する情報の提供 ① (略) (注２) 内閣府令第21条第2項第4号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、<u>日本暗号資産等取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。</u> <u>なお、暗号資産交換業者が、プロ向けトークン販売において、販売時点で未発行の暗号資産の販売を行う場合には、発行予定の暗号資産についての内容（ただし、プロ向けトークン販売における暗号資産の販売に係る契約の締結時点で暗号資産交換業者が認識してい</u>	Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等 Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置等 Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点 (1) (略) (2) 利用者に対する情報の提供 ① (略) (注２) 内閣府令第21条第2項第4号に規定する「取り扱う暗号資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号資産の性質に関し参考となると認められる事項」としては、例えば以下の事項を含め、<u>日本暗号資産取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容を参考とするものとする。</u>

改正案	現行
<u>る内容に限る。)を含めるものとする。</u> (以下略) ⑦ 発行者が存在する暗号資産については、内閣府令第 21 条第 2 項第 5 号並びに第 22 条第 1 項第 5 号及び第 9 号並びに同条第 4 項第 4 号に規定する事項として、例えば、以下の事項を説明しているか。 ・ 発行者に関する情報 ・ 暗号資産に表示される権利義務の有無・内容 ・ 販売価格の算定根拠 <u>(注) 暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために取り扱う暗号資産については、以上の事項に加えて、内閣府令第 21 条第 2 項第 5 号並びに第 22 条第 1 項第 5 号及び第 9 号に規定する事項として、例えば、以下の事項を説明することが考えられる。</u> ・ <u>プロ向けトークン販売における暗号資産の販売の相手方は、対象投資家に限定されていること</u> ・ <u>暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために新たな暗号資産の取扱いを開始する場合には、日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「新規暗号資産の販売に関する規則」、「暗号資産の取扱いに関する規則」並びに「利用者の管理及び説明に関する規則」及び「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」の</u>	(以下略) ⑦ 発行者が存在する暗号資産については、内閣府令第 21 条第 2 項第 5 号並びに第 22 条第 1 項第 5 号及び第 9 号並びに同条第 4 項第 4 号に規定する事項として、例えば、以下の事項を説明しているか。 ・ 発行者に関する情報 ・ 暗号資産に表示される権利義務の有無・内容 ・ 販売価格の算定根拠 <u>(新設)</u>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
<u>一部の適用がなく、プロ向けトークン販売のために取り扱われる暗号資産については、日本暗号資産等取引業協会による審査を経ていないこと</u> ・ <u>プロ向けトークン販売において販売される暗号資産については、その販売に係る契約において定める一定の事由が発生するまでの間、発行を受けた対象投資家が対象投資家以外の者に当該暗号資産を移転することを制限する措置（以下「移転制限措置」という。）が講じられること及び移転制限措置の内容（移転制限措置が解除されるための条件となる事由の内容を含む。）</u> ・ <u>プロ向けトークン販売における暗号資産の販売に係る契約上の権利義務及び法的地位等については、対象投資家以外の者への譲渡等が禁止されること</u> ・ <u>プロ向けトークン販売において販売時点で未発行の暗号資産の販売を行う場合には、当該暗号資産の発行を受けるための条件等の内容及び当該暗号資産が発行された場合には移転制限措置が講じられることとなっていること</u> ⑧～⑭ （略） (3) （略） (4) 不適切な暗号資産を取り扱わないための措置 内閣府令第 23 条第 1 項第 5 号に基づき、暗号資産の特性及	⑧～⑭ （略） (3) （略） (4) 不適切な暗号資産を取り扱わないための措置 内閣府令第 23 条第 1 項第 5 号に基づき、暗号資産の特性及

改正案	現行
び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある暗号資産を取り扱わないため、I－1－2－3及び<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産の取扱いに関する規則」</u>を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 <u>(注) 暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために新たな暗号資産の取扱いを開始する場合には、日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産の取扱いに関する規則」の適用がないことに留意する。また、当該暗号資産については、同協会自主規制規則「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に従うものとする。</u> ①～④ (略) (5) 暗号資産関係情報の適切な管理 (略) 以下「暗号資産関係情報」という。)を適切に管理するために、<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」</u>を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 ①～③ (略) (6)～(9) (略) (10) 不公正な行為を防止するための措置 内閣府令第 23 条第 2 項第 4 号に基づき、利用者の暗号資産	び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある暗号資産を取り扱わないため、I－1－2－3及び<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産の取扱いに関する規則」</u>を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 <u>(新設)</u> ①～④ (略) (5) 暗号資産関係情報の適切な管理 (略) 以下「暗号資産関係情報」という。)を適切に管理するために、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る暗号資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」</u>を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 ①～③ (略) (6)～(9) (略) (10) 不公正な行為を防止するための措置 内閣府令第 23 条第 2 項第 4 号に基づき、利用者の暗号資産

改正案	現行
の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号資産の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第 185 条の 22 第 1 項、第 185 条の 23 第 1 項又は第 185 条の 24 第 1 項若しくは第 2 項に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該利用者との間の暗号資産交換業に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産の交換等に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置として、<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る不公正取引等の防止に関する規則」</u>等を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 (以下略) ①～③ (略) (11)～(12) (略) (13) その他の利用者保護措置等 暗号資産交換業者は、内閣府令第 23 条第 1 項第 1 号に基づき、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な態勢を整備する必要があるが、<u>日本暗号資産等取引業協会</u>が定める自主規制規則を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 (注) 暗号資産交換業者がプロ向けトークン販売のために取り	の交換等に係る注文の動向若しくは内容又は暗号資産の交換等の状況その他の事情に応じ、利用者が金融商品取引法第 185 条の 22 第 1 項、第 185 条の 23 第 1 項又は第 185 条の 24 第 1 項若しくは第 2 項に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該利用者との間の暗号資産交換業に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産の交換等に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置として、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る不公正取引等の防止に関する規則」</u>等を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 (以下略) ①～③ (略) (11)～(12) (略) (13) その他の利用者保護措置等 暗号資産交換業者は、内閣府令第 23 条第 1 項第 1 号に基づき、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な態勢を整備する必要があるが、<u>日本暗号資産取引業協会</u>が定める自主規制規則を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。 (新設)

改正案	現行
<u>扱う暗号資産については、日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「適格期間投資家向け暗号資産の販売に関する規則」に従うものとする。</u> ① (略) ② 取引の注文管理に係る必要な体制を整備しているか。当該体制の確認に当たっては、<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る受注管理体制の整備に関する規則」</u>を踏まえ、例えば、以下の点に留意することとする。 (以下略) ③～④ (略)	① (略) ② 取引の注文管理に係る必要な体制を整備しているか。当該体制の確認に当たっては、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る受注管理体制の整備に関する規則」</u>を踏まえ、例えば、以下の点に留意することとする。 (以下略) ③～④ (略)
Ⅱ－２－２－３ 利用者が預託した金銭・暗号資産及び履行保証暗号資産の分別管理 Ⅱ－２－２－３－１ 意義 (略) 暗号資産交換業者の監督に当たっては、利用者財産及び履行保証暗号資産（以下「利用者財産等」という。）の分別管理の状況の適切性を確認するため、暗号資産交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めるとともに、<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理に関する規則」</u>及び外部監査については内閣府令第28条及び第30条に規定する金融庁長官の指定する規則等を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意す	Ⅱ－２－２－３ 利用者が預託した金銭・暗号資産及び履行保証暗号資産の分別管理 Ⅱ－２－２－３－１ 意義 (略) 暗号資産交換業者の監督に当たっては、利用者財産及び履行保証暗号資産（以下「利用者財産等」という。）の分別管理の状況の適切性を確認するため、暗号資産交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めるとともに、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理に関する規則」</u>及び外部監査については内閣府令第28条及び第30条に規定する金融庁長官の指定する規則等を踏まえつつ、例えば、以下の点に留意する

改正案	現行
る必要がある。 Ⅱ－２－２－３－２ 主な着眼点 (1)～(2) (略) (3) 利用者から預託を受けた暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産の分別管理に関する着眼点 ①～② (略) ③ (略) (注) 必要な措置としては、例えば、<u>日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理に関する規則」</u>を踏まえ、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が暗号資産交換業者の管理する帳簿上の対象暗号資産の残高に不足する事態を防止するために必要となる暗号資産の数量をあらかじめ社内規則で定めるとともに、当該暗号資産と同種同量の自己の暗号資産を限度として対象暗号資産を管理するウォレットの中で当該自己の暗号資産を混同して管理（当該数量を超える混同が発生した場合には、発生日の翌日から起算して５営業日以内に当該混同を解消しなければならない。）することが考えられる。 ④～⑧ (略) (4) 分別管理監査 ①～② (略)	必要がある。 Ⅱ－２－２－３－２ 主な着眼点 (1)～(2) (略) (3) 利用者から預託を受けた暗号資産（以下「受託暗号資産」という。）及び履行保証暗号資産の分別管理に関する着眼点 ①～② (略) ③ (略) (注) 必要な措置としては、例えば、<u>日本暗号資産取引業協会自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理に関する規則」</u>を踏まえ、ブロックチェーン等のネットワーク上の対象暗号資産の有高が暗号資産交換業者の管理する帳簿上の対象暗号資産の残高に不足する事態を防止するために必要となる暗号資産の数量をあらかじめ社内規則で定めるとともに、当該暗号資産と同種同量の自己の暗号資産を限度として対象暗号資産を管理するウォレットの中で当該自己の暗号資産を混同して管理（当該数量を超える混同が発生した場合には、発生日の翌日から起算して５営業日以内に当該混同を解消しなければならない。）することが考えられる。 ④～⑧ (略) (4) 分別管理監査 ①～② (略)

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
③ (略) (注) 監査報告書については、<u>日本暗号資産等取引業協会</u>自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理に関する規則」を踏まえ、分別管理監査の基準日から4月以内に管轄の財務局に提出しなければならない。	③ (略) (注) 監査報告書については、<u>日本暗号資産取引業協会</u>自主規制規則「暗号資産交換業に係る利用者財産の管理に関する規則」を踏まえ、分別管理監査の基準日から4月以内に管轄の財務局に提出しなければならない。
Ⅱ－２－２－８ ICOへの対応 Ⅱ－２－２－８－１ 意義 ICO (Initial Coin Offering) とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産等の調達を行う行為の総称をいう。 (略) 以上を踏まえ、これらトークンを販売する暗号資産交換業者の監督に当たっては、利用者保護及び業務の適切性が十分に確保されているかを確認するため、暗号資産交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、トークンの販売状況等の報告を求めるとともに、<u>日本暗号資産等取引業協会</u>自主規制規則「新規暗号資産の販売に関する規則」を踏まえつつ、特に、以下の点に留意する必要がある。 (以下略)	Ⅱ－２－２－８ ICOへの対応 Ⅱ－２－２－８－１ 意義 ICO (Initial Coin Offering) とは、明確な定義はないものの、一般に、企業等がトークンと呼ばれるものを電子的に発行して、公衆から法定通貨や暗号資産の調達を行う行為の総称をいう。 (略) 以上を踏まえ、これらトークンを販売する暗号資産交換業者の監督に当たっては、利用者保護及び業務の適切性が十分に確保されているかを確認するため、暗号資産交換業者に対し、定期的に又は必要に応じて、トークンの販売状況等の報告を求めるとともに、<u>日本暗号資産取引業協会</u>自主規制規則「新規暗号資産の販売に関する規則」を踏まえつつ、特に、以下の点に留意する必要がある。 (以下略)

改正案	現行
<u>Ⅱ－２－２－９ プロ向けトークン販売への対応</u> <u>Ⅱ－２－２－９－１ 意義</u> <u>プロ向けトークン販売とは、前述のとおり、企業等が発行者となって法第２条第１４項に規定する暗号資産を発行し、その売却又は他の暗号資産との交換を暗号資産交換業者に依頼することにより、対象投資家から法定通貨や暗号資産等の調達を行う行為をいう。プロ向けトークン販売において暗号資産を業として売却又は他の暗号資産と交換する行為（以下、Ⅱ－２－２－９において「販売」という。）は、暗号資産交換業に該当する。</u> <u>（注）以上を踏まえると、プロ向けトークン販売においては、暗号資産の発行者の依頼に基づき、暗号資産交換業者が当該暗号資産の販売の主体となること（暗号資産交換業者が暗号資産の発行者の委託を受けて当該暗号資産の販売の取次ぎを行うことを含む。）が考えられる。</u> <u>かかる行為は、ＩＣＯに際して行われる各種の審査を経ていない暗号資産の販売によって資金調達を行うものであるため、かかる暗号資産の販売の相手方となることについて適格が認められる対象投資家を販売の相手方とする場合に限って行い得るものである。このため、対象投資家以外の者がプロ向けトークン販売において発行された暗号資産を取得した場合には、</u>	<u>（新設）</u>

改正案	現行
<u>利用者保護が図られない事態が生じ得る。</u> <u>以上を踏まえ、かかる暗号資産を販売する暗号資産交換業者の監督に当たっては、利用者保護及び業務の適切性が十分に確保されているかを確認するため、日本暗号資産等取引業協会自主規制規則「適格機関投資家向け暗号資産の販売に関する規則」を踏まえつつ、特に、以下の点に留意する必要がある。</u> <u>(注) プロ向けトークン販売において販売された暗号資産について、対象投資家への販売がなされた後にＩＣＯが行われる場合には、「Ⅱ－２－２－８ ＩＣＯへの対応」に従って対応するものとする。</u> <u>Ⅱ－２－２－９－２ 主な着眼点</u> ① <u>プロ向けトークン販売において、暗号資産の販売の相手方となろうとする者が対象投資家に該当することを根拠資料等に基づき確認しているか。</u> ② <u>プロ向けトークン販売における暗号資産の販売に係る契約において、移転制限措置が講じられることを確認しているか。</u> ③ <u>プロ向けトークン販売における暗号資産の販売に係る契約において、当該契約上の権利義務及び法的地位等の対象投資家以外の者への譲渡等が禁止されていることを確認しているか。</u> ④ <u>プロ向けトークン販売において、販売時点で未発行の暗号</u>	

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
<u>資産の販売を行う場合には、当該販売に係る契約において、当該暗号資産が発行される場合には移転制限措置が講じられることとなっていることを確認しているか。</u>	
Ⅲ－２ 諸手続 Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等 (略) ③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>総合政策局長</u>に対して別紙様式 6 による暗号資産交換業者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (以下略)	Ⅲ－２ 諸手続 Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等 (略) ③ 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>監督局長</u>に対して別紙様式 6 による暗号資産交換業者登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して通知するものとする。 (以下略)
Ⅲ－２－２ 法第 63 条の 14 に基づく報告書について (略) ③ 暗号資産交換業登録状況一覧表の提出 イ. 登録を行った全ての暗号資産交換業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後 20 日以内に<u>総合政策局長</u>に対して送付するものとする。 (以下略)	Ⅲ－２－２ 法第 63 条の 14 に基づく報告書について (略) ③ 暗号資産交換業登録状況一覧表の提出 イ. 登録を行った全ての暗号資産交換業者について作成した登録状況一覧表を、登録の都度更新し、半期経過後 20 日以内に<u>監督局長</u>に対して送付するものとする。 (以下略)
Ⅲ－９ 行政処分の連絡 (略) (1) 登録を拒否した場合（法第 63 条の 5） 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>総合政策局長</u>に対して別紙様式 6 による登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付	Ⅲ－９ 行政処分の連絡 (略) (1) 登録を拒否した場合（法第 63 条の 5） 財務局長は、登録を拒否したときは、<u>監督局長</u>に対して別紙様式 6 による登録拒否通知書に登録申請書の写しを添付して

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
して通知するものとする。 (以下略)	通知するものとする。 (以下略)